

○本巢市一般競争入札等実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定に基づき、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める工事をいう。）の一般競争入札、公募型指名競争入札その他これに類する入札（以下「一般競争入札等」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(一般競争入札等に付する契約)

第2条 一般競争入札等に付する契約は、概ね次に定める基準に基づき本巢市建設工事等請負業者選考委員会（以下「委員会」という。）においてその都度決定するものとする。

- (1) 一般競争入札（条件付き一般競争入札を含む。以下同じ。）は、設計金額2億円以上の契約について行うことができる。
- (2) 公募型指名競争入札等通常の指名競争入札と異なった方式の入札（以下「公募型等指名競争入札」という。）は、設計金額1億5千万円以上の契約について行うことができる。

2 前項に規定する基準にかかわらず、契約の内容により委員会が必要と認めるときは、一般競争入札等を行うことができるものとする。

(一般競争入札等の参加資格)

第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の規定に基づき、競争に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）に関する事項として、次の事項を公告する。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申立てをした者にあつては、同法第233条第1項又は第234条第1項の規定による更生計画確認の決定を受けていること。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 建設業法第15条の規定による特定建設業許可を受けていること。
- (6) 市が発注する建設工事に対応する建設業法の許可業種について本巢市建設工事請負業者等入札参加資格審査の客観点数が一定以上あること。
- (7) 対象工事と同種の施工実績があること。
- (8) 対象工事に配置を予定している主任技術者又は監理技術者が適正であること。
- (9) 本巢市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年本巢市訓令甲第19号）に基づく参加資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日（以下「申請期限日」という。）から当該工事の本契約締結の日までの間、受けていないこと。
- (10) 対象工事が大規模構造物の工事又は特殊な作業条件下の工事等にあつて高度な施工技術を必要とするものは、その施工計画が適正であること。
- (11) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (12) 建設業法に規定する許可業種のうち、市が発注する建設工事に対する許可業種の許可を受けて3年以上営業又は同等の実績があること。
- (13) 本巢市が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱（平成22年本巢市訓令甲第10号）に基づく入札参加資格停止措置を、当該工事の開札の日までに受けていないこと又は同訓令別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (14) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
(15) 個別の工事に応じて必要と認める資格を有していること。

（一般競争入札の参加条件）

第4条 前条に定めるもののほか、契約の性質又は目的を勘案し、前条に規定する一般競争入札に参加できる者の事業所の所在地又はその者の当該契約に関して必要な経験若しくは技術的適正の有無等について必要な条件は、委員会において定めるものとする。

（公募型等指名競争入札の指名業者選定条件等）

第5条 公募型等指名競争入札の指名の対象となる者に関して、契約の性質又は目的を勘案し、第3条に規定する資格のある者の事業所の所在地又はその者の当該契約に関して必要な経験若しくは技術的適正等の条件は、その都度委員会において定めるものとする。

（一般競争入札の公告）

第6条 一般競争入札に参加する者に必要な資格等その他一般競争入札の実施についての公告は、本巢市契約規則（平成16年本巢市規則第42号）第2条に基づく公告を行う。

2 前項の公告は様式第1号により行うものとする。

（一般競争入札に係る資料の閲覧、資格確認等）

第7条 一般競争入札に付する契約に関する設計図書、仕様書その他の資料（以下「資料等」という。）は、工事等担当部局において閲覧に供するものとする。

2 一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に当該入札に必要なと認められる書類を添えて指定された期限までに申請するものとする。

3 前項の規定により申請書が提出されたときは、第3条及び第4条の規定に基づき一般競争入札に参加できる資格の有無を委員会において審査し、一般競争入札に参加できる資格があると認めた者に対して、入札参加資格証明書（様式第3号）を前項に規定する申請書の提出期限後に速やかに交付するものとする。ただし、

申請書を提出した者で一般競争入札に参加できる資格がないと認めた者には、欠格理由書（様式第4号）を交付するものとする。

4 前項の規定により入札参加資格証明書を交付した者（以下「入札参加者」という。）を入札参加資格証明書交付台帳（様式第5号。以下「台帳」という。）に登載するものとする。

5 入札参加者は、第6条の規定による公告に定めた期間内において資料等の貸与を受けることができる。

（一般競争入札への参加）

第8条 入札参加者は、一般競争入札のため入札会場に入場するときは、入札参加資格証明書を係員に提示し、台帳との照合を受けなければならない。

2 前項に規定する手続を行わない者は、当該入札に参加することができない。

（公募型指名競争入札の公告）

第9条 公募型指名競争入札に応募できる者の資格等その他公募型指名競争入札の実施に必要な事項についての公告は、第6条の規定を準用する。この場合において使用する様式は、様式第6号とする。

（公募型指名競争入札の応募手続等）

第10条 公募型指名競争入札に応募しようとする者は、公募型指名競争入札参加申込書（様式第7号。以下「申込書」という。）に必要な資料等を添えて指定された日までに申し込むものとする。

2 前項の規定により申込書を提出した者について、提出された資料等の内容を審査し、委員会において第3条及び第5条に規定する条件を満たし、かつ、当該契約を適正に履行する能力があると認めた者を指名するものとする。

3 申込書を提出した者のうち指名をしなかった者に対して、非指名の理由を付した非指名通知書（様式第8号）を交付するものとする。

（公募型等指名競争入札に係る資料の閲覧等）

第11条 公募型等指名競争入札に係る資料の閲覧及び貸与については、第7条第1項及び第5項の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「一般競

争入札」とあるのは「公募型等指名競争入札」と、同条第5項中「入札参加者」とあるのは「指名を受けた者」と読み替えるものとする。

(非指名に対する説明要求等)

第12条 第10条第3項又は第11条第5項の規定により非指名通知書を受けた者で、その理由について説明を求めようとする者は、非指名通知を受けた日から7日以内に非指名理由説明請求書(様式第9号。以下「請求書」という。)を総務部総務課に提出しなければならない。

2 前項の請求書が提出されたときは、速やかに回答書(様式第10号)により請求書を提出した者に回答するものとする。

3 前項の回答書の内容に不服がある場合は、回答書を受け取った日から7日以内に委員会に対して不服申立書(様式第11号)により不服を申し立てることができる。

(その他の方式の指名競争入札)

第13条 通常の指名競争入札と異なる方式の指名競争入札(公募型指名競争入札を除く。)を行うときは、公募型指名競争入札の手續に準じて行うものとし、詳細については、その都度別に定める。

(入札の中止等)

第14条 一般競争入札等が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の公正な執行を妨げた入札参加者を当該入札に参加させず、若しくは当該入札を延期し、又は当該入札を中止するものとする。

(その他)

第15条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

本巢市公告第 号

一般競争入札の実施について

一般競争入札を下記のとおり行いますので、本巢市契約規則(平成16年本巢市規則第42号)第2条の規定により公告します。

年 月 日

本巢市長



記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事(件)名
- (2) 目的場所
- (3) 工期
- (4) 概要

(詳細については、本巢市役所 において閲覧に供します。)

2 一般競争入札参加資格及び条件

次に掲げる事項に該当するものは、本件一般競争入札に参加することができます。

- (1) 本巢市契約規則第3条の規定に基づき本公告の日前1箇月までに競争入札参加資格審査をした者
- (2) 本巢市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年本巢市訓令甲第19号)の規定に基づく資格停止を受けていない者
- (3) その他入札参加資格及び条件

3 一般競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 月 日 時 分から
- (2) 場 所 本巢市役所

4 現場説明の有無(有る場合は、その日時及び場所)

5 質疑応答の有無(有る場合は、その日時及び場所)

6 入札保証金 本巢市契約規則第5条の規定により免除

7 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額。ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等の有価証券、金融機関の保証又は前払金保証事業会社の保証により契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

8 前払金の有無

9 落札者決定の特例

最低の入札価格が予定価格より著しく低い場合は、積算の明細を審査の上、適正な工事が履行できると認めるときは、当該価格を落札価格として決定します。

ただし、当該価格で適正な工事の履行が困難であると認めるときは、次順位者以降の価格で適正な工事が履行できると認められるもののうちの最低価格を落札価格として決定します。

10 無効となる入札該当事項

本巢市競争入札参加者心得の定めるところによります。

11 一般競争入札に関する資料等の閲覧

- (1) 閲覧期間 公告の日から 年 月 日まで(市の休日を除く)。
- (2) 閲覧時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- (3) 閲覧場所 本巢市役所

12 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認

本件一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付しなければなりません。

(以下必要に応じて添付書類を列記する。)

(2) 申請書及び添付書類の提出期間等

- ア 提出期間 公告の日から 年 月 日まで(市の休日を除く)。
- イ 提出時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- ウ 提出場所 本巢市役所総務部総務課

(3) 入札参加資格証明書の交付

入札参加資格の確認は、申請者の提出期間の最終日をもって行うものとし、入札参加資格のあると認められたものに対して、入札参加資格証明書を 年 月 日から 年 月 日まで(市の休日を除く)。の午前9時00分から午後5時00分までの間に本巢市役所総務部総務課において交付します。

(4) 入札参加資格がないと認められた者に対しては、入札参加資格証明書の交付と同期間

に欠格理由書を本巢市役所総務部総務課において交付します。

13 資料等の貸与

- (1) 入札参加資格証明書の交付を受けた者で、資料等の貸与を希望する者は、次に掲げる要領で貸与を受けることができます。

ア 貸与申請期間 年 月 日から 年 月 日まで(市の
休日を除く)。

イ 貸与申請時間 午前9時00分から午後5時00分まで

ウ 貸与場所 本巢市役所

エ 貸与期間 貸与の日後1日間(貸与期間が終了したときは、直ちに本巢市役所
まで返却してください。)

- (2) 資料等の貸与を受ける際に必要なもの
印鑑(貸与を受ける者の個人印)

14 その他

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札会場に移动通信端末等の通信機器は、持ち込まないでください。
- (3) この公告に定める事項のほか、必要な事項は本巢市競争入札参加者心得の定めるところによります。

様式第2号(第7条関係)

入札参加資格確認申請書

年 月 日

本巢市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名



年 月 日付けで公告のありました下記入札に参加する資格を確認されたく、下記書類を添えて申請します。

なお、禁治産、準禁治産の宣告を受けた者又は破産者で復権を得ない者でないこと及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工事(件)名
- 2 目的場所
- 3 添付書類

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

本巢市長



入札参加資格証明書

貴社は、下記の一般競争入札に参加する資格を有することを証明します。

記

1 工事(件)名

2 目的場所

3 注意事項

ア 本証明書を提示しないと入札に参加できませんので、入札当日必ず持参してください。

イ 本証明書の再発行は行いませんので、大切に保管してください。

ウ 入札に際しては、当初入札の積算明細書を必ず持参してください。

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

本巢市長



欠 格 理 由 書

先に申請のあった下記入札の参加資格の確認について、下記の理由により参加資格がないと認めます。

記

- 1 工事(件)名
- 2 目的場所
- 3 入札参加資格がないと認めた理由

(備考) 入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができます。この説明を求める場合は、年 月 日までに本巢市役所総務部総務課へその旨を記載した書面を提出してください。

様式第5号(第7条関係)

入札参加資格証明書交付台帳

工 事 (件) 名	
工 事 (目 的) 場 所	

発行番号	商号又は名称／電話番号	証明書交付日	登録番号
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

様式第6号(第9条関係)

本巢市公告第 号

公募型指名競争入札の実施について

公募型指名競争入札を下記のとおり行いますので、本巢市一般競争入札等実施要綱(平成17年本巢市訓令甲第16号)第9条の規定により公告します。

年 月 日

本巢市長



記

1 公募型指名競争入札に付する事項

- (1) 工事(件)名
- (2) 目的場所
- (3) 工期
- (4) 概要

(詳細については、本巢市役所 において閲覧に供します。)

2 公募型指名競争入札参加資格及び条件

次に掲げる事項に該当する者は、本件公募型指名競争入札に参加を申し込むことができます。

- (1) 本巢市契約規則(平成16年本巢市規則第42号)第3条の規定に基づき本公告の日前1箇月までに競争入札参加資格審査をした者
- (2) 本巢市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年本巢市訓令甲第19号)の規定に基づく資格停止を別の期間に受けていない者
- (3) その他入札参加資格及び条件

3 落札者決定の特例

最低の入札価格が予定価格より著しく低い場合は、積算の明細を審査の上、適正な工事が履行できると認めるときは、当該価格を落札価格として決定します。

ただし、当該価格で適正な工事の履行が困難であると認めるときは、次順位者以降の価格で適正な工事が履行できると認められるもののうちの最低価格を落札価格として決定します。

4 公募型指名競争入札に関する資料等の閲覧

- (1) 閲覧期間 年 月 日から 年 月 日まで(市の休日を

除く)。

(2) 閲覧時間 午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 閲覧場所 本巢市役所

5 公募型指名競争入札の参加申込

(1) 公募型指名競争入札参加申込書の提出等

本件公募型指名競争入札に応募しようとする者は、公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)に次に掲げる書類を添えて申し込まなければなりません。

(以下必要に応じて添付書類を列記する。)

(2) 申込書及び書類の提出期間等

ア 提出期間 年 月 日から 年 月 日まで(市の休日を除く)。

イ 提出時間 午前9時00分から午後5時00分まで

ウ 提出場所 本巢市役所総務部総務課

(3) 指名通知の交付

2に定める資格及び条件を満たし、かつ、公募型指名競争入札に指名することが適当と認められた者に対して指名通知を交付します。

(4) 入札参加資格がないと認められたものに対しては、非指名通知を交付します。

6 資料等の貸与

(1) 指名通知の交付を受けた者で、資料等の貸与を希望する者は、次に掲げる要領で貸与を受けることができます。

ア 貸与申請期間 年 月 日から 年 月 日まで(市の休日を除く)。

イ 貸与申請時間 午前9時00分から午後5時00分まで

ウ 貸与場所 本巢市役所

エ 貸与期間 貸与の日後1日間(貸与期間が終了したときは、直ちに本巢市役所まで返却してください)

(2) 資料等の貸与を受ける際に必要なもの

印鑑(貸与を受ける者の個人印)

様式第7号(第10条関係)

公募型指名競争入札参加申込書

年 月 日

本巢市長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名



下記入札に参加したく、別紙資料を添えて申し込みます。

記

- 1 工事(件)名
- 2 目的場所
- 3 添付書類

様式第8号(第10条、第11条関係)

非 指 名 通 知 書

本財第 号
年 月 日

様

本巢市長



非指名について(通知)

下記入札について、下記理由により指名しないことを通知します。

記

- 1 工事(件)名
- 2 目的場所
- 3 非指名理由

非指名理由について、詳しい説明を求めたいときは、この通知書を受けた日から7日以内に非指名理由説明請求書(様式第9号)を提出し、説明を受けることができます。

様式第9号(第12条関係)

非指名理由説明請求書

年 月 日

本巢市長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

⑪

下記入札に係る非指名について、非指名理由の詳しい説明を受けたいので、申請します。

記

1 工事(件)名

2 工事(目的)場所

様式第10号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

本巢市長



回 答 書

下記入札に係る非指名の理由について説明を求められた件につき、下記のとおり回答します。

記

- 1 工 事 (件) 名
- 2 工 事 (目 的) 場 所
- 3 非指名の具体的理由

この回答に不服があるときは、この回答書を受けた日から7日以内に不服を申し立てることができます。

様式第11号(第12条関係)

不 服 申 立 書

年 月 日

本巢市長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名



下記入札に係る非指名理由について、不服があるので下記のとおり申し立てます。

記

- 1 工 事 (件) 名
- 2 工事(目的)場所
- 3 非指名理由に対する不服内容

